

1

建築物の解体等にあたっては分別解体等及び再資源化等が義務付けられます。

^{※1} ^{※2}
一定規模以上の工事(対象建設工事)については、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別(分別解体等)し、再資源化等することが義務付けられます。(義務付けは、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等に限られます。)

※1 下表の規模以上の工事について、分別解体等及び再資源化等が義務づけられます。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	80m ²
建築物の新築・増築	500m ²
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	1億円
その他の工作物に関する工事(土木工事等)	500万円

注1) 解体工事とは建築物の場合、基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材、床板、屋根板又は横架材で建築物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の振動若しくは衝撃を支える部分を解体することをさします。

注2) 建築物の一部を解体、新築、増築する工事については、当該工事に係る部分の床面積が基準にあてはまる場合について対象建設工事となります。また建築物の改築工事は、解体工事十新築(増築)工事となります。

語句の意味

- 新築 新たに建築物を建てること
- 増築 同一敷地内において、既存建築物の床面積を増加させること
- 改築 建築物の全部又は一部を除去するか、災害等により失われた場合に、用途、規模、構造等が従前の建築物と著しく異なる建築物を建てるこ
- 修繕 同じ材料を用いて元の状態に戻し、建築当初の価値に回復させるための作業
- 模様替 建築物の材料、仕様を替えて建築当初の価値の低下を防ぐ作業
(修繕、模様替は、建築物の床面積が増減することはない。)

※2 分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材は以下の通りです。

- ①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③木材 ④アスファルト・コンクリート

※3 分別解体等の施工手順はP6~7を参照してください。

※4

ただし指定建設資材廃棄物については、再資源化施設までの距離が遠いなど、経済性等の制約が大きい場合には、再資源化に代えて縮減を行えば足りることとしています。

※4 指定建設資材廃棄物は、木材が廃棄物となったもの(廃木材)を指します。

廃木材については、工事現場から最も近い再資源化施設までの距離が50kmを超える場合等については、縮減(焼却)を行ってもよいこととしています。